（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成六年自治省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「コーティング（ガラスフレークコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）」を「告示で定めるコーティング」に、「コーティング（ガラスフレークコーティング、ガラス繊維強化プラスチックライニング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）」を「コーティング（告示で定めるコーティング、エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装に限る。）」に改める。

附則第三条中「第六十二条の二の三」を「第六十二条の二の三第一項第一号」に、「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に改める。

第三条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十二年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「すべて」を「全て」に、「第六十二条の二の二」を「第六十二条の二の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四十八号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の二の二第一項第一号イ及び第三号ニ並びに同条第二項第二号、第六十二条の二の三第一項第二号並びに第六十二条の二の四第一項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十三日

総務大臣　片山　善博

第六十九条の次に次の四条を加える。

（特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング）

第六十九条の二　規則第六十二条の二の二第一項第一号イ及び第三号ニ並びに同条第二項第二号の告示で定めるコーティング（次項から第六項までにおいて単に「コーティング」という。）は、ビニルエステル樹脂を用いたガラスフレークコーティングであつて、一定の品質を有するものとする。

2　コーティングは、特定屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して耐久性を有するものとする。

3　危険物を加温貯蔵する特定屋外貯蔵タンクにあつては、ノボラック系ビニルエステル樹脂を用いたコーティングを講じることとする。

4　コーティングの厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める厚さ以上とするものとする。

一　危険物を加温貯蔵する場合　五百マイクロメートル

二　危険物を加温貯蔵しない場合　四百マイクロメートル

5　コーティングは、特定屋外貯蔵タンクの底板及びアニュラ板の内面並びに側板の内面のうち腐食するおそれが高い箇所に講じることとする。

6　コーティングは、適切に施工及び維持管理されなければならない。

（貯蔵条件の変更を行わない期間）

第六十九条の三　規則第六十二条の二の二第二項第二号の告示で定める期間は、直近において行われた消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前回の保安検査」という。）の直近において行われた同条第一項又は第二項の規定による保安に関する検査（以下「前々回の保安検査」という。）を受けた日から前回の保安検査を受けた日までの間及び前々回の保安検査の直近において行われた法第十一条第五項の規定による完成検査（同条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日から前々回の保安検査を受けた日までの間とする。

（底板等の厚さから減ずる値）

第六十九条の四　規則第六十二条の二の三第一項第二号の告示で定める値は、第四条の十七第二号及び第四号に規定する最小厚さから三ミリメートルを減じた値とする。

（連続板厚測定方法に用いる装置）

第六十九条の五　規則第六十二条の二の四第一項の告示で定める測定装置は、次に掲げる方法を用いた連続板厚測定装置とする。

一　超音波探傷法

二　渦流探傷法

三　漏えい磁束探傷法

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十二年十二月財務省・農林水産省・経済産業省告示第十号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年二月二十三日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　海江田万里

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　国際的な金融秩序の混乱に関する事案（第三条―第九条）
第三章　災害等に関する事案（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　国際的な金融秩序の混乱に関する事案

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案及び霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口に係る事案

三　内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策がとられる事案であって、次に掲げるもの

イ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事案

ロ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事案

ハ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ニ　事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

ホ　ＳＦＣＧ関連特別相談窓口に関する事案

ヘ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事案

ト　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事案

チ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口に関する事案

リ　円高等対策特別相談窓口に関する事案

ヌ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口に関する事案

ル　株式会社武富士関連特別相談窓口に関する事案

（実施期間）

第二条　実施期間は、平成二十三年三月三十一日までとする。